② 市町村又は都道府県は、令第四十四条の十三第二項の規定により公示するときは、次に掲げる事項について行うものとする。

一 当該委託に係る市町村等事務受託事務所の名称及び所在地

二 委託している指定事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

三 委託終了の年月日

四 委託している市町村等事務の内容

第四十八条の五 指定事務受託法人は、市町村等事務受託事務所ごとに管理者を置かなければならない。　（新設）

第四十八条の六 指定事務受託法人は、市町村等事務を行う場合においては、当該職員に身分を証する書類を携行させ、これを提示すべき旨を指導しなければならない。　（新設）

第四十八条の七 指定事務受託法人は、自ら実施した市町村等事務に対する質問等対象者からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。　（新設）

② 指定事務受託法人は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

第四十八条の八 指定事務受託法人は、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。　（新設）

② 指定事務受託法人は、市町村等事務の実施に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 実施した市町村等事務の内容等の記録

二 前条第二項に規定する苦情の内容等の記録

第五十条の二 （略）

（略）		
二十五条の二十六 第二十五条の二十九 第二十六条 第二十七条 第三十二条において準用する 第二十六条 第三十二条において準用する 第二十七条	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長
（略）		
第三十六条の三十の二 第三十六条の三十の三 第三十六条の三十の五 第三十六条の三十の六	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長

第五十条の二 （略）

（略）		
第二十五条の二十二 第二十五条の二十六 第二十五条の二十九 第二十六条 第二十七条 第三十二条において準用する 第二十六条 第三十二条において準用する 第二十七条	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長
（略）		
第三十六条の三十一第二項 第三十六条の三十二の四 第三十六条の三十三第二項 第三十六条の三十五第二項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の長